

第3回中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討会

日 時：平成23年3月8日（火）

10時00分～12時00分

場 所：中部地方環境事務所 1階 第1会議室

議事次第

- 1 第2回検討会について
- 2 モデル事業・サポート事業の進捗状況及び課題について
- 3 今年度業務の暫定的な評価について
- 4 消費者を対象とした普及啓発活動について
- 5 次年度の予定について

配布資料

- 資料1 検討会委員名簿
 - 資料2 出席者名簿
 - 資料3 配席図
 - 資料4 第2回検討会概要報告
 - 資料5 鳥羽地域協議会の取組状況
 - 資料6 岐阜東南地域協議会の取組状況
 - 資料7 サポート事業の状況
 - 資料8 モデル事業に関する暫定評価
 - 資料9 消費者を対象とした普及啓発活動の実施について(案)
 - 資料10 次年度のスケジュール
-
- 参考1 モデル事業計画書（鳥羽地域）
 - 参考2 モデル事業運営ルール（鳥羽地域）
 - 参考3 モデル事業計画書（岐阜東南地域）
 - 参考4 モデル事業運営ルール（岐阜東南地域）(案)
 - 参考5 第1回検討会議事録

第 3 回中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討会

出席者名簿

委員

氏名	所属	役職	代理
淡路 和則	名古屋大学農学部食糧生産管理学研究室	准教授	
百瀬 則子	ユニー株式会社 環境社会貢献部	部長	
長谷川 勝	株式会社吉番屋 総務部	課長職	
市場 敬之	株式会社小樹屋 営業・開発部	次長	
栗木 允男	株式会社クレスト	代表取締役 副社長	
澤田 静雄	愛知県経済農業協同組合連合会 園芸部西部販売 1 課		
山川 幹子	NPO 法人 愛知環境カウンセラー協会	理事	
田島 雅敏	中部経済産業局 資源エネルギー環境部環境・リサイクル課	課長	欠席
宗宮 正典	岐阜県 環境生活部廃棄物対策課	課長	欠席
宇都木 悟	愛知県 環境部資源循環推進課	課長	資源循環推進課 出原 哲
吉仲 繁樹	三重県 農水商工部マーケティング室	室長	マーケティング室 石山 宗周
渡邊 克彦	名古屋市 環境局ごみ減量部資源化推進室	室長	
木野 修宏	環境省 中部環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課	課長	

オブザーバー

氏名	所属	役職	備考
小島 始	東海農政局 生産経営流通部食品課	課長	生産経営流通部 食品課 安江

中部地方環境事務所

氏名	所属	役職
細川 真宏	環境省 中部環境事務所	統括環境保全企画官
梅村賢一郎	同上 廃棄物・リサイクル対策課	課長補佐
曾山 信雄	同上 廃棄物・リサイクル対策課	廃棄物対策調査官
矢橋正二郎	同上 総務課	調整係長

事務局

氏名	所属	役職
佐々木雅一	三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング (株)	主任研究員
松田 理恵	同上	コンサルタント
小森 清志	同上	研究員

第 2 回検討会概要報告

1 . 開催状況

第 2 回検討会は、たい肥化によるモデル事業を開始した鳥羽地域にて、事業の実施体制及び進捗状況等を現場にて確認することを目的として、下記のとおり、鳥羽地域協議会との合同により開催した。当初、岐阜東南地域協議会とも同様に合同開催する予定であったが、モデル事業開始が 3 月下旬にずれ込むこととなったため、次年度に開催を持ち越すこととした。

日 時：平成 23 年 3 月 3 日（木）14:00～17:00

開催場所：三重県鳥羽市（戸田家）

主な議題：・モデル事業に係る現場見学

・たい肥化モデル事業の調整事項について

・飼料化（魚養殖）に関する法的扱いについて 等

参加委員：淡路委員、市場委員、山川委員

当日の状況



2 . 各委員からの主な意見

- ・飼料化事業について、飼料安全法上の大臣確認等が必要となれば、実施のハードルが高くなるため、農林水産消費技術安全センター（FAMIC）などとの連携などにより出来るだけ効率的な進め方を模索してほしい
- ・普及啓発事業を検討するにあたって、食育とからめた事業を検討してほしい
- ・モデル事業を通じて施肥量の留意点等を伝えることを検討してほしい
- ・モデル事業期間中は処理費用等を無償としていることについて、特定の事業者が負担する仕組みは持続性の観点から好ましくないため、将来的な事業化には適正な費用分担を含めて検討することが重要
- ・女性の視点からのアピールなど鳥羽地域独自でウリに出来る点を整理し、愛称を検討すれば、事業に対する関心や認知度がより高まるだろう

鳥羽地域モデル事業の取組状況

1. 地域協議会の開催状況

モデル事業の実施に際し、事業への参加者及び関係市町村等の行政機関からなる地域協議会を設置し、モデル事業の実施体制、運営上の課題等を協議しつつ取組を進めているところ。

(1) 協議会メンバー

外食業者	名称	戸田家
	所属・役職	執行役員・業務副支配人
	氏名	穴倉 秀明
外食業者	名称	株式会社鳥羽国際ホテル
	所属・役職	管理部長
	氏名	衣畑 淳
農畜水産物の生産者 (たい肥)	名称	農家
	所属・役職	-
	氏名	田中 まち子
農畜水産物の生産者 (たい肥)	名称	耕し隊
	所属・役職	-
	氏名	谷迫 四男
農畜水産物の生産者 (飼料)	名称	三重県漁業協同組合連合会
	所属・役職	指導部
	氏名	三橋 信生
収集運搬業者	名称	有限会社サンサンクリーン
	所属・役職	代表取締役
	氏名	直木 日出司
行政機関	三重県 農水商工部マーケティング室 室長 吉仲 繁樹	
	鳥羽市 環境課 課長 中村 孝	

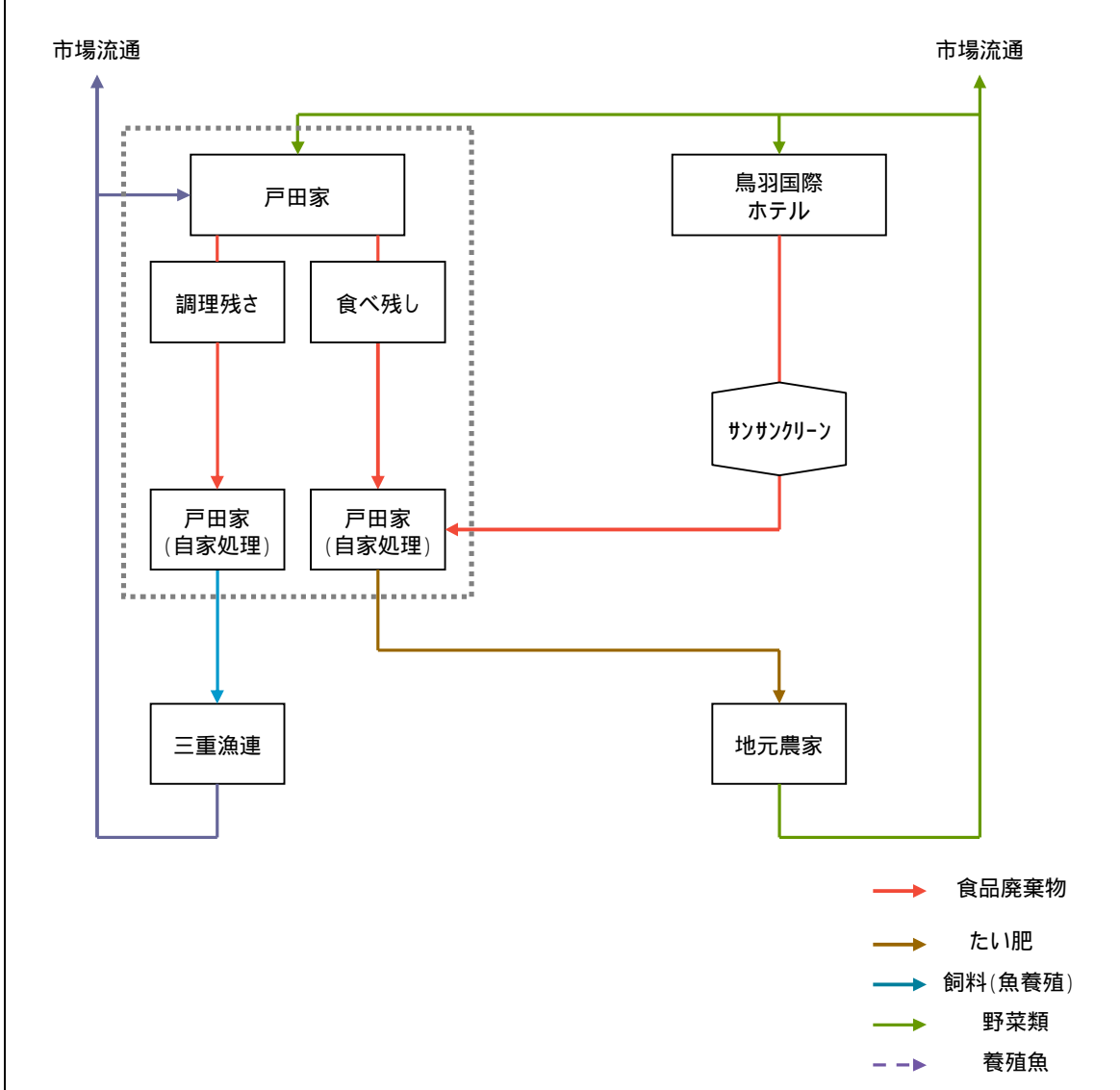
三重県環境森林部ごみゼロ推進室、同農林商工部農産物安全室が、適宜オブザーバーとして参加

(2) 事業の概要

基本的な計画は、第1回検討会における提案時点のものと変更なし。

事業区分	該当する番号右の()内に 印	
1 () 飼料化事業	2 () たい肥化事業	3 () 熱利用
事業概要		
<p>2つの旅館業(戸田家、鳥羽国際ホテル)から排出される食品廃棄物を飼料化・たい肥化する事業である。戸田家では、平成4年に生ごみ処理機を導入、自家設置の小型処理機により生産したたい肥を農家に提供し、特定農畜産物を宿泊客の料理として提供している。</p> <p>たい肥に対する農家の評価が高く、供給不足にあるとともに、処理機の能力に余裕があるため、モデル事業では隣接する鳥羽国際ホテルの食品廃棄物(食べ残し、調理残さ)を回収し、たい肥化する。鳥羽国際ホテルは、食品残さを提供するだけでなく、食品廃棄物の分別など、戸田家で培われた食品リサイクル事業のノウハウが享受される。将来的には、この取り組みを市内のホテル・旅館に拡大し、「食品廃棄物由来のたい肥を使用して生産された農産物」を鳥羽市の新しい観光の魅力として打ち出そうとしている。</p> <p>また、戸田家では、平成16年から調理残さの飼料化によるマハタやマダイの養殖事業を研究している。過去の実証試験により飼料の成分の安定性、飼料利用による死亡率の低下、成長率の向上が確認されているが、食品リサイクル事業による養殖魚の飼料化は前例がなく、飼料としての認可は得られていないため、漁業事業者が対応できない状況にある。モデル事業を通じて関係する行政機関へ働きかけ、事業実施にこぎつきたい。</p>		
事業の経緯・ねらい		
<p>鳥羽市では、平成25年に現在のごみ処理施設を閉鎖し、志摩市との広域連合による共同処理に移行する予定である。市では、負担金を軽減するため、ごみ処理量の削減に向けて、3Rをできる限り推進したい意向を有している。一方、鳥羽市における住民1人あたりの廃棄物の排出量は、鳥羽市が三重県ワースト1であり、うち半分をホテル・旅館が排出している。そのため、10年以上の実績を積んでいる戸田家の食品リサイクルのノウハウを市内のホテル・旅館に普及させ、事業系一般廃棄物の排出量の削減を目指している。</p>		

事業イメージ図



(3) 検討状況

モデル事業の開始に向けて、関係者間の諸調整を進めるとともに、以下のとおり地域協議会を開催し、適宜、協議しつつ合意を計っている。

- ・ モデル事業計画書及びモデル事業運営ルールを策定し、事業の実施内容及び関係者間の役割・ルール等を明確化（参考1，2を参照）。
- ・ モデル事業のうち、たい肥化事業を先行実施。2011年2月14日（月）より、食品残さの収集運搬及びたい肥化を開始（事業期間は同年12月末までの予定）。
- ・ 飼料化事業については、地方環境事務所から、試料安全法上の制約及び必要手続き等を東海農政局及び三重県と協議の上、実施可能性を整理中。

鳥羽地域協議会の開催状況

	開催日	議事
第1回	平成22年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域循環圏モデル事業の主旨説明 ・ モデル事業の実施内容の確定及び今後の調整事項の確認
第2回	平成23年2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥羽地域モデル事業に関する調整検討事項の確認 ・ たい肥化モデル事業開始に向けた調整事項について たい肥化の量、時期、作目、収穫時期、運搬車両など モデル事業期間中後の処理業許可、廃棄物処理計画の考え方について ・ 飼料化（魚養殖）に関する法的扱いについて ・ その他のモデル事業開始に向けた調整事項について モデル事業運営ルール（案）について 収集運搬車両のステッカー貼付について モデル事業の効果測定に係る依頼について
第3回	平成23年3月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥羽地域モデル事業に関する調整検討事項の確認 ・ たい肥化モデル事業の調整事項について モデル事業の実施状況 参加農家及び生産物の取扱い ・ 飼料化（魚養殖）に関する法的扱いについて（環境省） ・ 次年度のスケジュールについて 第2回検討会と同時開催

2. モデル事業の実施状況



(1) 事業の実施状況

- ・ モデル事業のうち、たい肥化事業を先行実施。飼料化については、試料安全法との関係に係機関と協議の上整理中。
- ・ 地域協議会（メンバーは別紙参照）において、モデル事業計画書及びモデル事業運営ルールを策定し、事業の内容及び関係者間の役割・ルール等を明確化。
- ・ 2011年2月14日（月）より、食品廃棄物の収集運搬及びたい肥化を開始（事業期間は同年12月末までの予定）
- ・ 戸田家のたい肥化業務に係る廃棄物処理法上の位置付けについては、鳥羽市と調整の上、モデル事業期間中は試験研究目的として許可不要としている。

(2) 事業の対象となる食品廃棄物

- ・ 戸田家設置の処理機の日処理量が200kgを限度とするため、鳥羽国際ホテルの搬入量（処理量）は日量50kgまでとする（残りの廃棄物は従来の焼却処理）

排出事業者別の食品廃棄物の状況

	戸田家	鳥羽国際ホテル
対象となる食品廃棄物	調理廃棄物及び食べ残し （全館を対象）	潮路亭の和食施設の調理廃棄物
主な廃棄物内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜類 ・ 魚 ・ エビの殻 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜類 ・ 魚 ・ 穀物（米飯類） 等
排出量（計量実績）	約150kg	約50kgまで
食品廃棄物の状況		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 客室数：180室 ・ 飲食施設1か所 ・ 昼食営業なし 	潮路亭は鳥羽国際ホテル内にある和風旅館 <ul style="list-style-type: none"> ・ 客室数：41室 ・ 飲食施設：和食処「浜木綿」 ・ 平日は朝食と夕食、土日はランチバイキングによる昼食営業あり

(3) 廃棄物の排出及び分別の状況

- ・ 処理可能な食品は、戸田家の規程の下記分類による（処理機の分別表に準ずる）
- ・ たい肥化にて課題とされる塩分については、特に分別を要するものではなく、排出状況に応じて対応する
- ・ 鳥羽国際ホテルでは、既に下記分類に基づく分別を実施していたため、モデル事業実施に伴う食品廃棄物の分別方法に変更なし
- ・ 食品廃棄物は厨房にて蓋付丸形ポリ容器（内部に水切りバケツを設置）に投入し、冷蔵庫にて保管（戸田家はたい肥製造施設に直接持ち込み）
- ・ モデル事業実施について全関係者に対して意識啓発を図り、分別を徹底するため、ステッカーを作成し、関係各所に掲示。ステッカーは、収集運搬車にも掲示。

食品廃棄物の保管容器

	戸田家	鳥羽国際ホテル
食品廃棄物の保管容器		
分別・保管状況	調理廃棄物の分別状況 	食品廃棄物の保管場 
	食べ残しの分別状況 	モデル事業用食品廃棄物の区分 

たい肥化事業に資する食品廃棄物の分類

処理可能な食品	処理不可能な食品
<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜類 ・ 果物類 ・ 肉 ・ 魚 ・ 鳥の骨（手羽先程度） ・ エビの殻 ・ 卵の殻 ・ 菓子類 ・ 穀物 ・ 茶かす 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貝殻類（貝殻、カニの殻・甲羅） ・ 牛や豚の骨（長さ 5cm 以上） ・ 液体の流し込み（醤油、味噌汁、牛乳、ジュース、酒類、水、氷等） ・ 油 ・ その他、人が食べられないもの（タケノコの皮、トウモロコシの芯、麦茶パック等） <p>食品以外は全て取扱不可</p>

モデル事業に関するステッカー



(4) 収集運搬の状況

- ・ 戸田家ではスタッフが実施、鳥羽国際ホテルはサンサンクリーンが実施

排出事業者別の食品廃棄物の状況

	戸田家	鳥羽国際ホテル
収集運搬方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸田家スタッフが厨房から保管場所まで持ち込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サンサンクリーンが毎朝 8時半～9時頃に対象廃棄物のみ回収 ・ 軽トラックにより戸田家の保管場所まで運搬（数百 m）
収集運搬頻度	随時	1回/日
計量・記録	<p>戸田家スタッフが計量器にて計量（データは自動的に記録）</p>  	<p>鳥羽国際スタッフが計量器にて計量し記帳</p>  
処理機への投入	<p>戸田家スタッフが実施</p> 	<p>サンサンクリーンが実施</p> 

	戸田家	鳥羽国際ホテル
廃棄物の適正確認	投入時に目視確認	戸田家スタッフが立ち会い、目視確認
収集運搬の状況		
備考		<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬車にはモデル事業を紹介するステッカーを掲示 モデル事業における収集運搬・処理費は無料

収集運搬ルート



(5) たい肥化の状況

- ・ 戸田家に設置されている 3 台の処理機によりたい肥化を実施

処理方法

	処理機 A	処理機 B	処理機 C
			
処理方法	バイオ式	バイオ式	乾燥式
最大電力量	3.9 k W h	4.8 k W h	5.3 k W h
処理時間	24hour	24hour	8 hour
最大投入量	50kg/日	100kg/日	50kg/日
最大処理量	1,500kg/月	3,000kg/月	1,500kg/月
最大たい肥製造量	200kg/月	500kg/月	200kg/月
たい肥の取り出し	2 か月ごと (約 600kg/回)	20 日ごと (約 200 ~ 250kg/回)	毎日 (約 10kg/回)
たい肥および保管状況			

(6) 事業実施後の状況

- ・ 事業開始後、特に問題は発生していない。
- ・ 既に第 1 回目のたい肥を取り出し、農家が使用している (無償提供) 。
- ・ 中日新聞から取材 (別添資料参照) 。

(7) 参加農家及び生産物の取扱い

- ・ マコモダケ (1,000 m²) およびミカンの生産が決定。
- ・ 今後、旅館・ホテルでの利用ニーズを確認しながら、同じ収穫時期となる作物の生産を協議していく。

3 . 主な課題と調整状況

(1) 事業開始前

事業計画書及び事業運営ルールの作成・合意

- モデル事業の計画を具体化するためには、各段階における事業者間の調整を行う必要が生じた。

地域協議会において、課題・調整事項を明確にしつつ、各参加事業者間で個別の調整を進めた。(参考)を参照。

廃棄物処理法上の手続き

- 戸田家においては、これまで自ら排出した廃棄物を自家処理していたのに対し、モデル事業では、他社の廃棄物を受け入れることとなるため、廃棄物処理法上の位置づけを整理する必要が生じた。

鳥羽市と調整の上、モデル事業期間中では、市内において、戸田家のような拠点となる旅館が他旅館等からの食品残さを受け入れてたい肥化処理することについて、そのような体制が可能かどうかを確認するという試験的な位置付けであり、許可を要しない特例としての処理の実施を認めることとした。なお、モデル事業期間後において、戸田家が継続的に他旅館等からの食品残さの処理を実施することになる場合には、廃棄物処理法上の必要な手続きを取ることとなる。

(2) 今後の調整事項

飼料安全法上の手続き

- 養殖に食品残さ由来の飼料を利用する場合、飼料安全法に基づく飼料の製造等に関する規制について、必要な対応を行うことが求められる。特に、本モデル事業が対象とする魚介類由来たん白質を含む食品残さを飼料の製造に用いることが可能かどうか、という点について疑義があるため、慎重に協議を進めている。

地方環境事務所が、東海農政局及び三重県の担当課と、論点、解釈等について協議中。現在のところ、計画している養殖事業を実施可能な方法を取り得る見込みであり、その条件と戸田家での体制の確保、必要となる行政手続き等について、戸田家も含め引き続き確認していく。

(参考) 事業者間の調整状況

モデル事業実施にあたり、事業者間調整として以下の項目について協議を行った。

たい肥化事業

(1) モデル事業の枠組みについて

排出事業者の契約予定農家

- 農家数、各農家の所在地と主な生産品目を確認し、モデル事業として参画する農家について調整した。
- 協議会メンバーは、マコモダケ、露地野菜、ミカンを生産・出荷することを確認した。

(2) 食品廃棄物の収集運搬・処理について

食品廃棄物の排出予定量、分別の状況等

- 処理を担う戸田家から鳥羽国際ホテルに対して、たい肥化の対象となる食品廃棄物の性状/分別と保管方法について提示を受けた。鳥羽国際ホテルでは、その内容で対応可能であり、新たに社内の分別基準等を見直す必要のないことを確認した
- 排出量の計量は、排出者自身が実施しており、モデル期間中も継続することを確認した

鳥羽国際ホテルの収集運搬・処理に係る事業者間調整の状況

- 廃棄物の収集運搬の実施者について、食品残さのみを戸田家の事業者(サンサンクリーン)が取り扱うことで合意した
- 収集運搬及び処理に係る費用負担について、関係事業者の間で調整を図った
- 処理量(日量)の調整について、施設の処理能力に基づく最大処理量(200kg)から戸田家の平均的な排出量(150kg)の差分である50kgを鳥羽国際ホテルからの受入量とした
- 戸田家から分別表を提示し、鳥羽国際ホテルに対して分別方法を指示した。鳥羽国際ホテルでは、2月14日より当該分別に基づく排出・運搬が可能となった。
- たい肥化にて課題とされる塩分については、特に分別を要するものではなく、排出状況に応じて対応する

(3) 野菜の生産について

モデル事業でのたい肥について

- 戸田家から提供されるたい肥の取扱い(2次発酵の実施、鶏糞等の混合、施肥量等)について、使用実績のある農家に確認し、必要に応じ、使用者へのアドバイスを依頼した。
- 野菜生産者から見たたい肥に対する要望について、使用実績のない農家に確認し、現状で問題のないことを確認した
- 施肥量、施肥時期、施肥比率などの制約について、生ごみ処理機メーカーによる標準的データを確認した

(4) 野菜の取扱いについて

排出事業者の買取予定品目、量、方法

- 戸田家における現状における買取りの状況、利用方法について確認した
- モデル事業期間における戸田家における買取予定品目、予定数量について聞き取り、マコモダケの取扱い意向があることを確認し、それを中心に農家に生産していただくこととした
- 鳥羽国際ホテルの利用見通し、買取予定品目、予定数量について聞き取り、取扱い意向があることを確認した。品目や量、価格などについては調整中。

(5) 事業スケジュール

モデル事業の実施期間

- マコモダケの施肥時期から逆算して2月にはたい肥の製造を開始する必要があることを確認した
- マコモダケの収穫時期である9月中旬から11月中旬に出荷可能な野菜(大根、ほうれん草、小松菜など)についても旅館・ホテルの意向を踏まえ、生産品目を検討していくことを確認した
- 平成23年9月～10月を想定した普及啓発イベントを計画する方向性、及び事業参加者が当該イベントに参加する意向を確認した
- 普及啓発イベント実施時に、収穫体験を実施できるよう、天候悪化によりマコモダケの収穫が困難となった場合の代替作物の生産について調整した

(6) 事業ルール

モデル事業運営ルール

- モデル事業を実施する上でそれぞれの役割と責任の所在を整理するために作成し、モデル事業計画書と合わせて実施を担保した

飼料化事業

(1) 養殖事業について

養殖を行う事業者の調整状況について

- 三重県漁業協同組合連合会が窓口となり協議会に参加しつつ、状況によって適切な参加漁協を紹介してもらうことを確認した
- 飼料安全法の解釈、手続き等に係る協議の長期化が予想されるため、たい肥化事業を先に開始して、飼料化事業は関係機関との調整を待ち、遅れて実施することとした

モデル事業での養殖について

- 給餌量、給餌期間、給餌比率の制約については未調整

戸田家における魚種、利用量、購入方法などの検討状況

- 未調整

岐阜東南地域協議会の取組状況

1. 協議会の開催状況

モデル事業の実施に際し、事業への参加者及び関係市町村等の行政機関からなる地域協議会を設置し、モデル事業の実施体制、運営上の課題等を協議しつつ取組を進めているところである。

(1) 協議会メンバー

小売業者	名称	株式会社 サークルKサンクス		
	所属・役職	内部統制・環境統括室 マネージャー		
	氏名	安彦 忠之		
小売業者	名称	株式会社 パロー		
	所属・役職	総務部 次長		
	氏名	古川 博美		
小売業者	名称	マックスバリュ中京株式会社		
	所属・役職	経営管理部 管理グループ		
	氏名	長谷川 晋		
小売業者	名称	ミニストップ株式会社		
	所属・役職	コミュニケーション推進部 環境・社会貢献担当		
	氏名	野口 秀明		
小売業者	名称	ユニー株式会社		
	所属・役職	業務本部 環境社会貢献部 マネージャー		
	氏名	國枝 丈哲		
飼料化事業者	名称	中部有機リサイクル株式会社		
	所属・役職	取締役社長		
	氏名	前川 寛		
農畜水産物の生産者	名称	小久保畜産有限会社		
	所属・役職	取締役		
	氏名	小久保 源		
農畜水産物の生産者	名称	やまびこ会（加盟養豚生産者 24 農家）		
	所属・役職	会長		
	氏名	稲吉 弘之		
収集運搬事業者	名称	(株)橋本		
	所属・役職	営業部 部長		
	氏名	原 英和		
自治体	岐阜県	廃棄物対策課	課長	宗宮 正典
	多治見市	環境課	課長	浅野 真逸
	各務原市	環境政策課	課長	永田 昭人
	可児市	環境課	課長	篠田 幸治
	名古屋市	資源化推進室	室長	渡邊 克彦

(2) 事業の概要

基本的な計画は、第1回検討会における提案時点のものに変更無いが、各務原市内からの排出の枠組は調整中である。

事業区分	該当する番号右の()内に 印
1 () 飼料化事業	2 () たい肥化事業
3 () 熱利用	
事業概要	
<p>食品スーパー（ユニー、パロー、マックスバリュ中部）及びコンビニエンスストア（サークルK サンクス、ミニストップ）の岐阜県可児市、多治見市、各務原市（今後の事業実施に向け継続的に検討）にある店舗の食品廃棄物を、収集運搬事業者の保冷車等を用いて名古屋市内の廃棄物処理業の中部有機リサイクルまで越県により持ち込み、乾燥飼料を製造する。</p> <p>乾燥飼料の一部を一定期間、配合飼料に混合させ、愛知県内の養豚家である、やまびこ会および小久保畜産の豚に給餌する。</p> <p>排出事業者が生産された豚肉の一部を買い取り、豚肉、あるいは豚肉加工品として販売する。</p>	
事業の経緯・ねらい	
<p>岐阜県では、県内に一般廃棄物を受け入れ可能な再生利業事業者がない（事業系一般廃棄物の処理費が比較的安く設定されている市町村が多いことから、排出事業者が食品廃棄物の再生利用を選択しがたい状況にあることなどが理由として想定される）そのため、県内の排出事業者から、一般廃棄物処理業の業許可を有する愛知県の再生利用事業者まで越県するリサイクルモデルを試行することにより、同県内の事業者が食品リサイクルを実現できる仕組み作りを目指す。</p>	
事業イメージ図	
<p>市場流通</p> <p>各務原市: マックスバリュ 1店舗, ユニー 2店舗</p> <p>可児市: サークルKサンクス 2店舗, ミニストップ (7店舗)</p> <p>多治見市: ユニー 1店舗, パロー 3店舗, ミニストップ (5店舗)</p> <p>各務原清掃, 各務原衛生, 橋本</p> <p>共同収集に向けた事業者調整</p> <p>中部有機リサイクル (愛知県)</p> <p>やまびこ会, 小久保畜産</p> <p>→ 食品廃棄物 → 飼料 → 豚肉</p>	

(3) 検討状況

モデル事業の開始に向けて、関係者間の諸調整を進めるとともに、以下のとおり地域協議会を開催し、適宜、協議しつつ合意を図っている。

- ・ モデル事業計画書及びモデル事業運営ルールを策定し、事業の実施内容及び関係者間の役割・ルール等を明確化（参考3、4を参照）
- ・ モデル事業のうち、多治見市及び可児市内からの排出分について、2011年3月21日（月）より先行実施できるよう最終調整中（事業期間は6ヶ月を予定）
- ・ 各務原市内からの排出分については、共同収集体制の構築に向けた調整が未了であり、排出事業者、地元の収集運搬事業者、各務原市、事務局を含めた協議・検討が引き続き必要。

	開催日	議事
第1回	平成22年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域循環圏モデル事業の主旨説明 ・ モデル事業の実施内容の確定及び今後の調整事項の確認
第2回	平成23年2月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜東南地域モデル事業に関する調整検討事項の確認 ・ 廃掃法に関する自治体との調整状況の報告・確認 ・ モデル事業のスキームについて <ul style="list-style-type: none"> 収集運搬のスキーム 飼料化のスキーム 養豚のスキーム ・ モデル事業運用ルール（仮称）（案）の確認 ・ その他のモデル事業開始に向けた調整事項について <ul style="list-style-type: none"> 備品購入 ・ モデル事業の効果測定に係る依頼
第3回	平成23年3月15日 （予定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜東南地域モデル事業に関する調整検討事項の確認 ・ 岐阜東南地域モデル事業運用ルールの確認 <ul style="list-style-type: none"> モデル事業開始日の確認 特定農畜水産物の取扱いに関する意見交換 等 ・ 次年度のスケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> 地域協議会の開催予定 普及啓発イベントの実施 等 ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> 購入備品 第3回検討会への報告事項

2. 検討中の事業スキーム

(1) モデル事業の検討状況

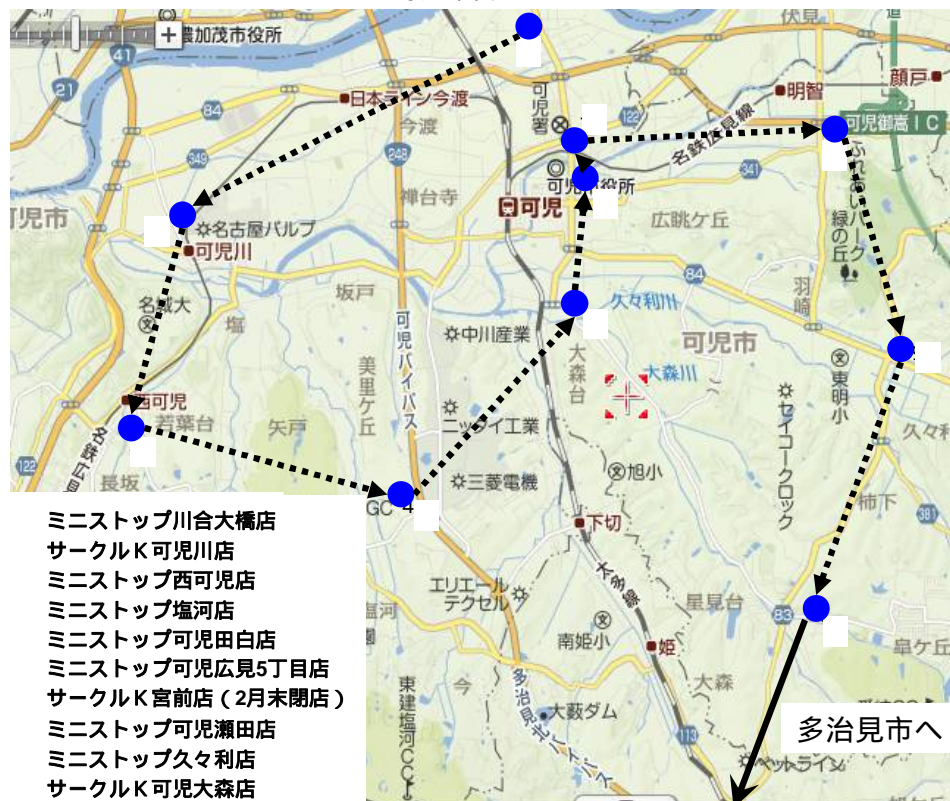
- ・ モデル事業のうち、多治見市・可児市内事業者からの排出分を2011年3月21日(月)より先行実施できるよう最終調整中。
- ・ モデル事業期間は収集運搬期間を約6ヶ月とし、排出事業者から収集された食品廃棄物を元に製造された特定飼料にて生産された豚肉が排出事業者にて取り扱われるまでの期間とする。
- ・ 排出先となる多治見市、可児市からは荷下ろし地となる名古屋市に対し、一般廃棄物の越境移動に伴う協議を実施。
- ・ 各務原市内事業者からの排出分については、排出事業者、地元の収集運搬事業者、各務原市、事務局を含めた協議・検討が未了。

(2) 収集運搬のスキーム

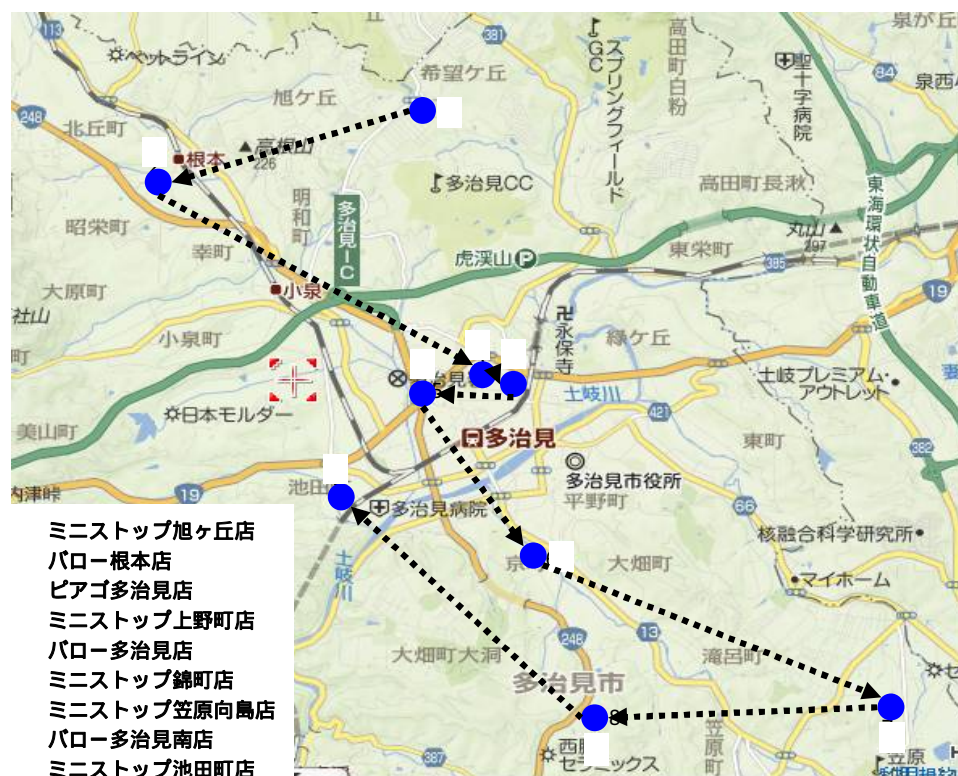
多治見市・可児市の収集運搬スキーム

収集運搬ルート	下図参照 可児市 多治見市 名古屋市へのルート
収集頻度	週6回収集(月~土)
収集運搬方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両：保冷車 ・ 荷姿：袋回収(コンビニエンスストア) 専用カートン回収(スーパー) ・ 計量(スーパー)：中部有機リサイクルにて店舗分毎を計量し橋本に報告 ・ 計量(CVS)：保冷車に搭載された計量器で店舗分毎を計量() 計量については第3回地域協議会にて最終確認

【可児市内ルート】



【多治見市内ルート】



各務原市の収集運搬スキーム

- ・ 調整中（今後の事業実施に向け来年度以降も継続的に検討）

（ 3 ） 特定飼料製造のスキーム

製造サイクル	原料搬入後 1 日で飼料化。 10t 貯留後、日本配合飼料㈱に搬入。 配合飼料メーカーで乾燥飼料と配合し 1 週間以内で生産者に出荷、給餌。
特定飼料の製造量	食品残さ由来（100%）飼料製造量：70t / 月 1.5t / 日の原料受入に対し飼料製造量約 0.37t / 日
特定飼料の配合率	乾燥飼料に対して特定飼料「ドライエコフィード P1」を 5% 配合

（ 4 ） 特定農畜水産物（豚肉）生産のスキーム

小久保畜産

生産サイクル	出荷迄 約 150 日間
生産頭数	約 8,000 頭 / 年
特定飼料の給餌期間	肥育前期において約 60 日間
特定飼料の給餌量	出荷迄の飼料標準食下量：約 317kg / 頭 うち、特定飼料を配合した飼料の給餌量は約 146kg / 頭 うち、特定飼料は約 7.3kg / 頭

やまびこ会

生産サイクル	出荷迄 約 150 日間
生産頭数	約 100,000 頭 / 年
特定飼料の給餌期間	肥育前期において約 120 日間
特定飼料の給餌量	出荷迄の飼料標準食下量：約 317kg / 頭 うち、特定飼料を配合した飼料の給餌量は約 169kg / 頭 うち、特定飼料は約 8.45kg / 頭

(6) 特定農畜水産物(豚肉)取扱いのスキーム

- ・ 小久保畜産が生産した豚肉はユニー、やまびこ会が生産した豚肉はパロー、サークル K サンクス、ミニストップにて取り扱うことを確認(詳細な条件等は未調整)

(7) モデル事業に関するステッカー

モデル事業実施について、参加事業者の全関係者に対して意識啓発を図り、分別を徹底するため、ステッカーを作成し、関係各所に掲示。ステッカーは、収集運搬車にも掲示。

中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討業務
食品リサイクルモデル事業
実施中

参加事業者：(株)サークルKサンクス / (株)パロー /
ミニストップ(株) / ユニー(株) /
中部有機リサイクル(株) /
小久保畜産(有) / やまびこ会 / (株)橋本

参加自治体：岐阜県 / 多治見市 / 可児市 / 名古屋市

業務実施者：環境省中部地方環境事務所

3 . 主な課題と調整状況

(1) これまで (事業開始前) の調整事項

事業計画書及び事業運営ルールの作成・合意

モデル事業の計画を具体化するために、各段階における事業者間の調整を行う必要が生じた。

地域協議会において、課題・調整事項を明確にし、参加事業者間で個別に調整を行っている

(【参考】事業者間の調整状況を参照) 第3回地域協議会にて最終確認

廃棄物処理法上の手続き等

複数市にまたがる収集運搬体制に関して

- 複数の排出事業者が協力し効率的な共同収集体制を構築する観点から、複数市にまたがる店舗からの廃棄物を一の運搬車両が収集することが可能かどうか、整理する必要が生じた。

多治見市、可児市と調整の上、排出事業者からの廃棄物が、カート等の独立した容器で収集され、それぞれの容器に排出地、店舗等が明示されることにより、各市の排出分が分離される措置がされれば同一車両への混載は可とした。なお、処理不適正物が発生した場合の排出事業者の対応のあり方等は事業運営ルールの中で明確にした。

- 複数市で営業する収集運搬車両に対して求める表示の内容及び方法について調整する必要が生じた。

多治見市、可児市、各務原市と調整の上、許可番号等、車両への表示は特に求めないこと、モデル期間中は、参加する排出事業者と行政機関の名称を含めリサイクルモデル事業を実施している旨の内容を表示するステッカーを車両に表示すること等を定めた。

越境処理の体制確保に関して

- 各市における一般廃棄物処理計画等との関係で、関係市間における必要な手続き、タイミング等について調整する必要が生じた。

多治見市、可児市、名古屋市と調整の上、モデル事業期間であっても、排出側の市から排出先への名古屋市への越境処理に関する協議を行うこととした。また、モデル事業実施後、その成果を踏まえ、事業者がリサイクル事業を継続的に実施し、食品リサイクル法の再生利用事業計画の認定を目指すことについても支援を行う方針を確認した。それに必要な事業者からの事業計画の提出、タイミング等についても確認した。

(2) 今後の調整事項

特定農畜水産物 (豚肉) の取扱い方法

- 豚肉の取扱いについて、排出事業者の取扱量、方法については、取り扱える部位や条件がスーパーとコンビニエンスストアでは異なることから工夫が必要であり、その方法、詳細な条件等はまだ確立していない。

事務局案を第3回地域協議会に提示し、特にコンビニエンスストアでの加工品として取扱いについて意見交換を実施予定。

各務原市内における収集運搬体制の確立

- 各務原市における複数地区の排出事業者からの食品残さの共同収集体制については、効率的に収集可能な計画が策定出来ていない状況にある。
排出事業者、収集運搬事業者、各務原市を含めて、今後継続的に調整が必要。

【参考】事業者間の調整状況

モデル事業実施にあたり、自治体、事業者間にて以下の項目について協議・調整を進めている。

(1) モデル事業の枠組みについて

排出事業者の対象店舗数、対象地域の確認

- 排出事業者の対象店舗及び対象地域（多治見市・可児市、各務原市）について確認した
- 多治見市・可児市におけるモデル事業実施を先行的に実施することを確認した
- 排出事業者と収運事業者の間で、収集運搬コスト等の契約事項について調整していくことを確認した
- 各務原市においては将来的な事業実施を目指し、排出事業者（ユニー、マックスパリュ中京等）地元の収集運搬事業者、各務原市、事務局を含めた協議・検討を来年度も継続的に実施していくことを確認した

(2) 食品廃棄物の収集運搬について

食品廃棄物の排出予定量、性状の確認等

- モデル事業対象となる各排出事業者の食品廃棄物量の排出量、性状について確認した
- 週6回（月～土）を収集運搬日とすることを確認した
- 各事業者における保管方法（特に収集運搬のない日曜日）は、第3回地域協議会にて確認する
- 計量方法は、第3回地域協議会にて確認する

(3) 特定飼料の製造について

モデル事業における製造について

- 中部有機リサイクルが製造する特定飼料について、製造量、給餌量における特定飼料の割合などを確認し、これまでと同様に製造することを確認した
- モデル事業実施前に、排出事業者に対して分別等の注意点を事前に指導する機会を設けることを確認した

(4) 特定農畜水産物（豚肉）の生産について

モデル事業における給餌について

- 小久保畜産、やまびこ会は、現在、中部有機リサイクルが製造する特定飼料を給餌しており、モデル事業においてもこれまでと同様に給餌することを確認した（給餌量、給餌時期、給餌量における特定飼料の割合など）

(5) 特定農畜水産物（豚肉）の取扱いについて

排出事業者の取扱量、方法

- 小久保畜産が生産した豚肉はユニー、やまびこ会が生産した豚肉はバロー、サークル K サンクス、ミニストップにて取り扱うことを確認した

- 食り法上の再生利用事業計画への申請を仮定した排出事業者ごとの取扱量の試算を事務局より示した。なお、取扱方法等については、事務局案を第3回地域協議会に提示し、特にコンビニエンスストアでの加工品として取扱いについて意見交換を実施する

(6) 事業スケジュール

モデル事業の実施期間

- 2011年3月21日(月)から多治見市・可児市におけるモデル事業の開始を目標に排出事業者と収集運搬事業者間で調整している
- 収集運搬期間は約6ヶ月とし、収集された食品廃棄物を元に製造された特定飼料にて生産された豚肉が排出事業者にて取り扱われるまでの期間をモデル事業期間とすることを第3回地域協議会にて確認する
- 平成23年8月～11月の普及啓発事業(2回)を想定し、第3回地域協議会にて各事業者の参加意向を確認する

(7) 事業運営ルール

モデル事業運営ルール

- モデル事業を実施する上でそれぞれの役割と責任の所在を整理するために作成し、モデル事業計画書と合わせて実施を担保し、内容については第3回地域協議会にて最終確認する

サポート事業（ ）の取組状況

東三河地域サポート事業

1. 概要

愛知県豊橋市、豊川市内にある食品スーパー及び外食店の各店舗から排出される食品廃棄物を、豊川市内の飼料化事業者と田原市内のたい肥化事業者に持ち込み、飼料及びたい肥を製造する。飼料は、養豚農家に供給し、生産された豚肉の一部は、排出者である食品スーパーが買い取り、精肉の他、豚肉加工品として販売する。また、たい肥は、地元農家に供給し、食品スーパーや外食店のニーズに合わせた野菜を生産し、食品スーパー等に供給する。

2. 地方環境事務所における支援のポイント

- ・再生利用事業者の2社は、現在廃棄物処理法における一般廃棄物処理業の許可を取得していないことから、その取得が可能であるかどうか、地元自治体と事業者との協議等に係る調整

3. 検討状況

平成23年1月26日(水)に、豊橋市役所において、今回参画を予定された各事業者及び関係市の担当者による「地域連絡会」を開催した。

参画事業者間の調整状況を確認し、事業の計画内容を関係者間で共有。関係各市の廃棄物処理法に基づく収集運搬業や処理業の許可要件、可能性等について話し合いの場を持った。

4. 今後の予定

当面は再生利用事業者及び関係市との処理業の許可に係る調整を優先し継続。

三重畿央地域サポート事業

1. 概要

三重県松阪市、四日市市内にある食品スーパーの各店舗から排出される食品廃棄物を、伊賀市内の飼料化事業者を持ち込み、飼料を製造する。飼料は、養豚農家の豚に給餌する。排出者である食品スーパーは生産された豚肉の一部を買い取り販売する。

2. 地方環境事務所における支援のポイント

参画している排出事業者等が持続的に食品リサイクルに取り組めるよう、普及・啓発活動を中心に支援

3. 検討状況

平成23年3月3日(木)に、再生利用事業者及び収集運搬事業者に事業の準備状況等についてヒアリングを実施した。

排出事業者との調整は順調に進んでおり、予定されていた事業計画内容のうち、4月以降より収集運搬及び飼料化部分の運用を開始。今後、排出事業者による農生産物の取扱いを確保することや更なる事業展開を図ることなどが課題。

4. 今後の予定

リサイクルループの構築に向けて、普及啓発活動への参画、継続的な情報共有等を実施

() サポート事業：

第1回検討会におけるモデル事業選考の過程において、(公募により構築を図った)モデル事業としないコンソーシアムの取組についても、食品リサイクルループ構築に向け支援してほしい、との評価・要望があったため、中部地方環境事務所が地元自治体との行政的な調整及び普及・啓発等の支援等を行うことで、これらを推進・支援することとしたもの。

それぞれの事業の内容については、別紙を参照。

モデル事業に関する暫定評価

平成 22 年度中部地方における地域循環圏の構築に向けた検討業務では、モデル事業の実施及びその取組への支援等を通じて、食品リサイクルの実施体制の構築に向けた考え方や可能性を具体的に示すとともに、制度的・技術的な課題の抽出とその解決に向けた対応等を通じ、食品リサイクルに関する地域循環圏の構築を進めるための情報及び政策への提言等の取りまとめを行うこととしている。今年度の業務成果取りまとめに当たっては、22 年度末においてモデル事業が実施途上であり、また、次年度に本業務の継続実施も予定されていることから、モデル事業の暫定評価を行うとともに、次年度の本業務取りまとめに向けての方向性の整理を行うこととした。

1. モデル事業の評価

2 つのモデル事業について、以下のような観点より、現時点で可能な範囲内で暫定的に評価を行う。なお、最終的な評価については、次年度において、モデル事業期間の終了後に行う。

【全般】

- ・地域循環圏構築による直接取引による農畜産家や排出事業者のメリット（定性評価）
- ・地域循環圏構築による同業他社との地域連携による排出事業者の業務改善効果（定性評価）
- ・温暖化防止の観点からモデル事業の評価（ 1 参照）

【排出事業者】

- ・食品廃棄物の排出量の変化
- ・食品リサイクル率の変化
- ・食品廃棄物処理費の変化
- ・廃棄物削減、分別等への職員の意識の変化

【関係自治体】

- ・事業系一般廃棄物の焼却削減量（食品廃棄物の排出量に同じ）
- ・事業系一般廃棄物の焼却削減によるメリット（焼却事業費の削減等）

【収集運搬業者】

- ・リサイクル事業参加のリスク及びメリット（定性評価）

【再生利用事業者】

- ・リサイクル事業参加のリスク及びメリット（定性評価）

【農畜水産物の生産者】

- ・飼料・たい肥の品質評価（定性評価）

- ・農畜産物の品質評価（定性評価）
- ・生産コストの変化

温暖化防止の観点からモデル事業の評価（ 1 ）

温暖化防止の観点から、モデル事業の導入前後における二酸化炭素排出量の差を比較する。具体的には、調達、生産、流通・販売、使用・維持、廃棄・リサイクルといったライフサイクルの各段階でモデル事業の導入前と後の二酸化炭素排出量の差を分析しており、ライフサイクルの各段階で変化が生じた部分の活動量に対して原単位を乗じ、二酸化炭素排出量を算出している。なお、原単位はカーボンフットプリント算定・表示試行事業による共通原単位を利用している。

温暖化防止の観点から、さまざまな算定方法が考えられるが今回は消費者にもわかりやすく削減効果を示すために、モデル事業の導入前後における製品（岐阜東南のモデル事業においては精肉、鳥羽のモデル事業においてはマコモタケ）の 100 g あたりの二酸化炭素削減量を算出する予定である。

現在のところモデル事業が本格的に稼動していないため、データの収集が不十分である。このため、上記の方法に基づいて次年度において、それぞれのモデル事業の実績をもとに数値の算定を行い温暖化防止の観点からの評価を行うこととしている。

岐阜東南モデル事業のモデル事業前後における二酸化炭素削減量の算定

モデル事業前(焼却)

サブ タイトル	活動量(精肉100gあたり)			原単位			C02e	備 考
	項目名	数値	単位	原単位名	数値	単位	k g	
輸送・製造	飼料の輸送・製造		kg	飼料作物(トウモロコシ等)	2.99E-02	kg	0.00E+00	
焼却	食品廃棄物焼却		kg	焼却処理(一般廃棄物)	3.34E-02	kg-C02e/kg	0.00E+00	
埋立	食品廃棄物埋立(焼却灰含む)		kg	埋立処分	3.79E-02	kg-C02e/kg	0.00E+00	
小計							0.00E+00	

モデル事業後(飼料化)

サブ タイトル	活動量(精肉100gあたり)			原単位			C02e	備 考
	項目名	数値	単位	原単位名	数値	単位	k g	
収集運搬	食品廃棄物の収集運搬 排出事業者 飼料製造 施設		t k m	トラック2トン (積載率: 50%)	5.10E-01	kg-C02e/ t k m	0.00E+00	
飼料製造	消費電力		k Wh	公共電力	4.79E-01	kg-C02e/kWh	0.00E+00	
飼料製造	上水使用		m3	上水道	3.48E-01	kg-C02e/m ³	0.00E+00	
飼料製造	排水処理		m3	下水処理	4.79E-01	kg-C02e/m ³	0.00E+00	
飼料製造	都市ガス		Nm ³	都市ガス	3.01E+00	kg-C02e/m ³	0.00E+00	
飼料製造	都市ガス		L	軽油	2.74E+00	kg-C02e/m ³	0.00E+00	
飼料製造	A重油のボイラーでの燃 焼		L	A重油	2.92E+00	kg-C02e/m ³	0.00E+00	
輸送	特定飼料の輸送		t k m	トラック2トン (積載率: 50%)	5.10E-01	kg-C02e/ t k m	0.00E+00	
小計							0.00E+00	

モデル事業の評価 温暖化防止の観点から

精肉100gあたりのモデル事業による二酸化炭素削減量(kgC02e)				
------------------------------------	--	--	--	--

鳥羽モデル事業のモデル事業前後における二酸化炭素削減量の算定

モデル事業前（焼却）

サブ タイトル	活動量（マコモタケ100gあたり）			原単位			C02e	備 考
	項目名	数値	単位	原単位名	数値	単位	k g	
肥料製造	配合肥料		kg	配合肥料	5.89E-01	kg-C02e/kg	0.00E+00	
肥料輸送	配合肥料輸送		t km	トラック輸送(2トン車:積載率50%)	5.10E-01	kg-C02e/kg	0.00E+00	
焼却	食品廃棄物焼却		kg	焼却処理(一般廃棄物)	3.34E-02	kg-C02e/kg	0.00E+00	
埋立	食品廃棄物埋立(焼却灰含む)		kg	埋立処分	3.79E-02	kg-C02e/kg	0.00E+00	
小計							0.00E+00	

モデル事業後（たい肥化）

サブ タイトル	活動量（マコモタケ100gあたり）			原単位			C02e	備 考
	項目名	数値	単位	原単位名	数値	単位	k g	
収集運搬	鳥羽国際ホテル 戸田家		t km	軽トラック(積載率:50%)	1.66E+00	kg-C02e/t km	0.00E+00	
たい肥製造電力	食品廃棄物処理機消費電力		k Wh	公共電力	4.79E-01	kg-C02e/kWh	0.00E+00	
たい肥輸送	たい肥輸送		t km	軽トラック(積載率:50%)	1.66E+00	kg-C02e/t km	0.00E+00	
小計							0.00E+00	

モデル事業の評価 温暖化防止の観点から

マコモタケ100gあたりのモデル事業による二酸化炭素削減量(kgC02e)			
---------------------------------------	--	--	--

2. 中部地方における地域循環圏の構築に向けた評価の方向性(案)

モデル事業の成果を活かし、食品リサイクルループ構築の動きが中部管内及び他地域で広がるべく、業務全体の評価を取りまとめていきたい。

(1) 食品リサイクルにおける実施体制の構築に向けた考え方や可能性の提示

- ・モデル事業及びサポート事業について、その特徴を含め、地域循環圏の具体的な事例として紹介
- ・構築に向けての具体的な調整事項、方法等について取りまとめ
- ・解決困難な制度的、技術的な課題について政策への提言等として取りまとめ
- ・他地域において同様の事業を展開するための可能性や留意点

(2) 食品リサイクルループの構築が各地において実現するための参考情報

(以下のキーワードを中心に、食品リサイクルの意義、付加価値等がまとめることを検討する。)

- ・地産地消
- ・企業の地域における役割・責任
- ・地方自治体の政策の重要性
- ・地力の向上
- ・農畜産物の品質の向上

消費者を対象とした普及啓発活動の実施について(案)

本検討業務においては、食品リサイクルが機能するためには、再生製品であるたい肥、飼料等を用いた製品が消費者に受け入れられることが不可欠であることから、消費者を対象とした普及啓発活動の実施を次年度にかけて予定している。具体的には、食品リサイクル活動に係る愛称及びシンボルマークの作成、普及啓発イベントの実施を検討することとしたい。

1. モデル事業の愛称及びシンボルマークの検討

(1) 趣旨

食品リサイクルの取組については、中部地方環境事務所が昨年度実施した消費者アンケート調査の結果、認知度が3割にとどまっていることに加え、言葉から取組内容を連想しにくい、「食品残さ」「生ごみ」「食べ残し」といった用語での説明は、悪い印象があり消費者に受け入れられにくい等の指摘（*）もあったことから、消費者の理解を得やすい言葉等での普及啓発を進める工夫が必要である。このため、消費者等の認知度を高めるとともに、効果的な普及啓発を行うため、この取組にわかりやすく親しみの持てる愛称及びシンボルマークを作成し、事業者による日頃の経済活動及び普及啓発イベント等において利用できるようにする。

（*）愛称検討の上で参考となりそうな意見：

- ・食育に向いている。
- ・化学肥料や農薬を使わないので体にも自然にも良く、無駄がない。
- ・食品残さ由来の飼肥料により生産されたものであることが一目で分かるマークやキャラクターが必要。
- ・地産地消や地域性を意識付けられるようなネーミングがよい。

(2) 検討プロセスについて

愛称の決定を先行し、そのイメージに対応したシンボルマークを作成することとする。

1) 愛称

検討会において候補の中から最もふさわしいと思われるものを選定いただくこととしたいが、現時点における候補については、モデル事業の参加事業者への提案の依頼、及びプロのライターへの委託、を通じて検討した。なお、その際に示した条件等は以下のとおり。

食品リサイクルの取組自体を表すもので、特定の事業者や商品を認定するようなものでないこと。（例：クールピズ）

日本国内で類似の取組における名称として使用されているものでないこと。（他の著作権等の侵害があることが明確になった場合は無効とする。）

使用する文字は、漢字、ひらがな及びカタカナとする。

愛称の候補について

以下の10案を候補とする。

2) シンボルマーク

愛称決定後、芸術系・デザイン系学部を有する東海三県にある大学の学生(学部生及び院生)を対象(9大学)にし、公募を行うことを予定している。(賞金等の授与が可能かどうか、別途確認中)

名古屋工業大学(建築デザイン工学科)
名古屋市立大学(芸術工学部)
愛知県立大学(美術学部)
愛知工業大学(造形学部)
名古屋学芸大学(造形学部、美術学部)
名古屋芸術大学(美術学部、デザイン学部)
大垣女子大学(デザイン美術科)
名古屋造形美術大学(造形美術科)
愛知学泉大学(生活デザイン総合学科)

2 . 普及啓発イベントの実施

次年度の3R 推進月間（10月）の周辺時期に、モデル事業の実施地である鳥羽地域及び岐阜東南地域（名古屋市含む）において、消費者等を対象とした普及啓発イベントの実施を計画している。モデル事業の地域協議会を通じて、具体的なイベントの内容を調整した後、検討会に提案して、次年度以降に実施内容を固めていきたい。なお、例えば、下記のような内容が想定される。

実施者向けイベント：

モデル事業の成果や今後の展開等について啓発を計るため、事業者、行政等を対象とした勉強会、シンポジウム等を開催する。

- モデル事業の成果発表、パネルディスカッション等
- 各市等の助成制度の説明
- 現場見学ツアー（厨房、たい肥化施設、農地）
- 事業者同士のマッチング企画 等

消費者向けイベント

食品リサイクル事業に対する一般消費者の認知度向上やイメージアップを図るため、名古屋発のモニターツアー等を企画する。

- 現場見学ツアー（収穫体験、特定農産物を利用した食事の提供等を含む）
- 農産物の試食会 等

次年度のスケジュール

本業務については、次年度までの実施を予定している。

スケジュール（予定）

時期		検討会		地域協議会
年	月	回	内容	
平成 23	4			
	5			
	6			第 4 回 地域協議会 ・ 課題・調整事項に関する検討 ・ 普及啓発イベント企画案の検討
	7	第 4 回	・ モデル事業等の課題・成果についての検討 ・ 愛称、シンボルマークの選定 ・ 普及啓発イベントの実施方針の確認	
	8			第 5 回 地域協議会 ・ 課題・調整事項に関する検討 ・ 普及啓発イベント事業計画の確認 普及啓発イベント(岐阜東南地域)
	9			普及啓発イベント(鳥羽地域) 岐阜東南地域モデル事業期間(収集運搬)の終了
	10			普及啓発イベント(鳥羽地域)
	11	第 5 回	・ 普及啓発イベントの実施状況報告 ・ 事業の評価の検討	普及啓発イベント(岐阜東南地域)
	12			第 6 回 地域協議会 ・ モデル事業の評価検証 ・ モデル期間後の事業継続に関する検討 鳥羽地域モデル事業期間の終了(12/31)
	平成 24	1	第 6 回	・ 事業報告書(案)の検討
2				
3				

